

屋外広告物条例における規制地域の変更（案）

都市・まちづくり課

1 改正の理由及び内容

茅野市北山で国道 152 号湯川バイパスが令和 5 年 3 月 19 日に開通しました。調和のとれた屋外広告物の誘導を行い、景観育成を進めるため、屋外広告物条例施行規則の一部を改正し規制地域の指定を行います。

また、禁止地域として現在指定されている部分のうち、旧道に該当する部分については指定を解除します。

指定箇所	規制内容	範囲	対象市町村
一般国道 152 号 湯川バイパス (令和 5 年 3 月 19 日開通)	禁止地域 ⇒原則、広告物の設置を禁止する	両側各 300m 展望できる範囲	茅野市

3 指定区域図（案）

別紙のとおり

2 施行予定期日

令和 6 年 4 月 1 日